

都留警察署

(都留市下谷三丁目二の一八)

警察制度が法制化した歴史はまだ浅く、明治五年八月中央警察機関として、司法省内に警保寮を設け、警保係を長として全国警察を統轄したのが、警察制度の法制化警察組織の具体化した第一歩であった。

本県においては、明治六年三月本県職制の庶務課中に取締掛を置き、同年七月取締掛を廃して監察を置いたが、同七年四月更に監察を廃して警察掛を置いた。その職制中聯区(都留郡は第四聯区)の長を兼ね、番人を総括した。これより警察所番人屯所の称もあった。

警察署の設置

明治6年8月5日 取締出張所が県下を四聯区に分けて十六ヶ所に設置された。都留郡(第四聯区)は、下谷村(受持区域一区、二区、三区、八区、九区)のほか、浅利村・下吉田村・上野原村に出張所が設置された。

明治7年6月3日 出張所を改置し、第四聯区は、下谷村(受持区域一区、二区、三区、四区)上吉田村・大橋駅(今の駒橋)、上野原村に置いた。

明治8年12月28日 警察出張所及び巡查屯所を増置する。第四聯区は、谷村を出張所(受持区域一区、

三区、四区、二区の内宝村)とし、屯所を福地村・初狩村・大原村・上野原村に設置した。

明治10年2月14日 警察出張所を警察署、巡查屯所を分署とし、その設置する所の地名を冠称し、谷村警察署と改称した。

明治10年8月27日 谷村警察署猿橋分署が猿橋警察署に昇格した。

明治11年10月 敷地購入(下谷二一五番地の一) 谷村警察署庁舎を谷村二一五番地(下町東電隣地)に新築した。

明治12年 従来の各警察署を廃して五署を置く。都留郡の谷村・吉田・初狩・上野原の警察署を猿橋警察署に合併し、同十六日旧谷村警察署を猿橋警察署出張所とした。

明治14年 再び谷村警察署となり、谷村ほか二十ヶ村をその管内とし、吉田に交番所を置く。本館改築(木造瓦葺建坪七十七坪)

明治23年12月 南都留郡警察署と改称して南都留郡のうち、谷村ほか八ヶ村を所管、交番所を吉田分署と改めて福地村ほか十一ヶ村を管轄した。

明治29年 三たび谷村警察署と改称

大正8年4月 吉田分署は昇格して吉田警察署となった。 大正15年7月 谷村署管内を谷村町、宝村ほか七ヶ村に改めた。

昭和2年1月27日 署長官舎及び演武場(三二坪五合)落成 昭和16年2月 谷村警察署庁舎改築委員会(委員長谷村町長小林治郎)を設け寄附を求める。

昭和16年 一六年度中において建築予定地として上谷一八〇番地の二ほか十三筆(新町の旧警察署敷地)の土地及び家屋を買収 昭和23年 谷村町に自治体警察が設けられ、谷村町警察署と改称して宝村ほか五ヶ村を管轄する。

旧丸甲(株)の土地、建物を買収して庁舎とした。

昭和23年10月3日 警察署庁舎建設委員会(委員長原田盛蔵)が発足し、委員会において庁舎として使用に不便なきよう完成整備することを議会の議決により委任した。

昭和24年 上谷一八〇番地の二に庁舎が竣工 昭和24年4月17日 建設委員会解散式を警察署二階会議室において挙行する。

昭和26年9月27日 町村警察の維持について住民投票が行なわれ、廃止多数 廃止賛成二、一九〇(七七%) 反対五八八(二一%)の結果自治体警察を維持しないことに決定した。 昭和26年10月1日 谷村町警察は国警へ移管された。 昭和29年7月1日 山梨県警察が発足し、都留警察署となった。

昭和45年3月25日 都留市下谷三丁目二番十八号に新庁舎が竣工し移転した。

昭和47年2月21日 警察署庭に都留警察署殉職警察官顕彰碑修復移転建立事業が完成し同日除幕式を挙行する。